

令和2年1月伊勢原市教育委員会定例会議事録

1 開催日時

令和2年1月28日（火）午前9時30分から9時56分

2 開催場所

市役所 3階 第2委員会室

3 教育長及び委員

教育長	鍛代 英雄
委員（教育長職務代理者）	渡辺 正美
委員	永井 武義
委員	重田 恵美子
委員	菅原 順子

4 説明のために出席した職員

教育部長	谷亀 博久
学校教育担当部長	石渡 誠一
参事（兼）教育総務課長	古清水 千多歌
参事（兼）歴史文化担当課長	立花 実
参事（兼）教育センター所長	橋口 龍郎
学校教育課長	守屋 康弘
教育指導課長	今井 仁吾
社会教育課長	小谷 裕二
図書館・子ども科学館長	倉橋 一夫

5 会議書記

教育総務課総務係長	大澤 貴之
-----------	-------

6 傍聴人

3人

7 議事日程

日程第1 前回議事録の承認

日程第2 教育長報告

日程第3 議案第1号 伊勢原市教育委員会関係職員の種類及び職の設置に関する規則の一部を改正する規則について

日程第4 議案第2号 令和2年度伊勢原市立小学校及び中学校で使用する体育（実技）の教材について

【非公開：議案第3号～第5号】

- 日程第5 議案第3号 令和元年度伊勢原市教育委員会表彰被表彰者の決定について
- 日程第6 議案第4号 令和元年度末校長及び教頭の退職に係る内申について
- 日程第7 議案第5号 令和2年度校長及び教頭の人事異動に係る内申について

----- ○ -----

午前9時30分 開会

○教育長【鍛代英雄】 定刻となりました。ただいまから教育委員会議を開催いたします。

初めに、委員の皆様にお諮りしたいと思います。本日審議いたします議案のうち、日程第5、議案第3号は、審議内容に個人情報を含みます。また、日程第6、議案第4号及び日程第7、議案第5号は、人事に関するものでございます。そのため、日程第5、議案第3号から、日程第7、議案第5号につきましては、伊勢原市教育委員会会議規則第14条第1項の規定に基づき非公開としたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

○教育長及び委員全員 挙手。

○教育長【鍛代英雄】 挙手全員。よって、日程第5、議案第3号から、日程第7、議案第5号につきましては非公開とさせていただきます。

傍聴の方は、議案第2号の審議が終了いたしましたら、恐れ入りますが、ご退席をお願いいたします。

----- ○ -----

日程第1 前回議事録の承認

○教育長【鍛代英雄】 日程第1、「前回議事録の承認」について、お願いします。

○教育長及び全委員 承認

----- ○ -----

日程第2 教育長報告

○教育長【鍛代英雄】 続きまして、日程第2、「教育長報告」をいたします。本日は1件でございます。教育部長から報告いたします。

○教育部長【谷亀博久】 それでは、資料1をごらんください。先月12月定

例会でご審議いただきました「伊勢原市立子ども科学館条例施行規則の一部を改正する規則」につきまして、この文言につきまして条件付きでお認めいただきました。

検討いたしました結果、資料1に記載しているとおり、他の規定と同じく、「特別支援学級の児童又は生徒」とさせていただきますので、ご報告させていただきます。なお、2ページには修正後の改正文、3、4ページには新旧対照表をつけておりますので、ご確認いただければと思います。

以上です。

○教育長【鍛代英雄】 報告は以上でございます。ご質問やご意見等がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは進めさせていただきます。

----- ○ -----

日程第3 議案第1号 伊勢原市教育委員会関係職員の種類及び職の設置に関する規則の一部を改正する規則について

○教育長【鍛代英雄】 続きまして、日程第3、議案第1号「伊勢原市教育委員会関係職員の種類及び職の設置に関する規則の一部を改正する規則について」、提案説明をお願いします。

○教育部長【谷亀博久】 それでは、議案書1ページでございます。議案第1号、伊勢原市教育委員会関係職員の種類及び職の設置に関する規則の一部を改正する規則について、提案説明させていただきます。

議案第1号につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が平成29年5月17日に公布され、その改正規定が令和2年4月1日に施行されることに伴い、所要の改正を行う必要が生じたため提案するものでございます。

改正内容につきましては、3ページの新旧対照表をごらんください。改正箇所は2カ所でございます。

1点目、第5条第2項第1号については、「臨時的任用職員」の根拠規定で、地方公務員法の改正により、第22条第5項が、第22条の3第4項となったため、改正するものです。

2点目です。第5条第3項については、「非常勤職員」の根拠規定で、令和2年4月から任用が開始されます会計年度任用職員に規定するものでございます。

以上でございます。

○教育長【鍛代英雄】 提案説明が終わりました。ご質問等がありましたらお願いします。

特にないようですので、採決を行います。

議案第1号、「伊勢原市教育委員会関係職員の種類及び職の設置に関する規則

の一部を改正する規則について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

○教育長及び委員全員 挙手

○教育長【鍛代英雄】 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決決定いたしました。

----- ○ -----

日程第4 議案第2号 令和2年度伊勢原市立小学校及び中学校  
で使用する体育（実技）の教材の承認に  
ついて

○教育長【鍛代英雄】 続きまして、日程第4、議案第2号、「令和2年度伊勢原市立小学校及び中学校で使用する体育（実技）の教材の承認について」、提案説明をお願いします。

○学校教育担当部長【石渡誠一】 議案書の5ページをごらんください。議案第2号、令和2年度伊勢原市立小学校及び中学校で使用する体育の教材の承認につきましては、伊勢原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第10条に基づく、令和2年度伊勢原市立小学校及び中学校において使用する体育の教材の承認について、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第10号の規定により提案するものでございます。

令和2年度に市内小中学校で使用する教科用図書については、既に昨年7月の教育委員会定例会において採択されましたが、教科書が発行されていない教科の主たる教材として使用する教科用図書、いわゆる準教科書を学校において使用するに当たっては、学校長はその選定に当たり、教育委員会の承認を求めなければならないと規定されております。よって、令和2年度に市内小学校及び中学校において使用する、準教科書に当たる体育の教材について承認を求めるものでございます。

6ページをごらんください。全ての小学校長から、株式会社光文書院の「体育の学習」、全中学校長から、株式会社学研教育みらいの「中学体育実技」の使用の承認が求められました。

なお、今回の選定に当たり、市内の全小学校で組織しております小学校教育研究会、全中学校で組織しております中学校教育研究会において、教材について検討がなされ、その結果、机上にございますが、今回選定した教材の推薦がございました。各学校長は、その推薦を踏まえまして選定をしております。

選定の主な理由としては、小学校では、運動の様子がイラストや写真とともに説明が付されており、児童が運動のイメージを持ちやすく、わかりやすいことなどが挙げられております。中学校では、図柄が見やすい、また、ルールの説明や解説などがわかりやすいことなどが挙げられております。

説明は以上でございます。

○教育長【鍛代英雄】 提案説明が終わりました。ご質問やご意見等がありま

したらお願いします。よろしいでしょうか。

特にないようですので、採決を行います。

議案第2号「令和2年度伊勢原市立小学校及び中学校で使用する体育（実技）の教材の承認について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

○教育長及び委員全員 挙手

○教育長【鍛代英雄】 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決決定いたしました。

続きまして日程第5、議案第3号の審議に移りますが、冒頭決定したとおり、日程第5から日程第7は非公開となりましたので、傍聴の方は恐れ入りますが、ご退席をお願いいたします。なお、日程第7の審議の終了後は閉会となる予定でございますので、あらかじめご承知ください。

(傍聴者退室)

----- ○ -----

【非公開】

日程第5 議案第3号 令和元年度伊勢原市教育委員会表彰被表彰者の決定について

□原案のとおり可決決定

○教育長【鍛代英雄】 それでは、ここで、日程第6、議案第4号、及び日程第7、議案第5号の議案を配布いたします。

なお、担当以外の事務局職員は、審議終了まで一旦退席願います。

(事務局職員退室)

----- ○ -----

日程第6 議案第4号 令和元年度末校長及び教頭の退職に係る内申について

□原案のとおり可決決定

----- ○ -----

日程第7 議案第5号 令和2年度校長及び教頭の人事異動に係る内申について

□原案のとおり可決決定

(事務局職員入室)

----- ○ -----

その他

○教育長【鍛代英雄】 それでは、「その他」でございます。委員の皆様から何かありますでしょうか。

次に、事務局から何かありますか。

特にないようですので、最後に、来月の定例会の日程をお願いします。

○教育総務課長【古清水千多歌】 来月2月の定例会の日程は、2月25日、火曜日、午前9時30分から、市役所3階第2委員会室での開催となります。

以上です。

○教育長【鍛代英雄】 それでは、本日の教育委員会議はこれをもって閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

午前9時56分 閉会

----- ○ -----

<配布資料>

資料1：「伊勢原市立子ども科学館条例施行規則の一部を改正する規則」の修正内容について

議案

令和2年1月伊勢原市教育委員会定例会会議 日程表

日時：令和2年1月28日（火）

午前9時30分から

場所：市役所 3階 第2委員会室

開 会

議 事

日程第1 前回議事録の承認

日程第2 教育長報告

日程第3 議案第1号 伊勢原市教育委員会関係職員の種類及び職の設置に関する規則の一部を改正する規則について

日程第4 議案第2号 令和2年度伊勢原市立小学校及び中学校で使用する体育（実技）の教材について

【非公開：議案第3号～第5号】

日程第5 議案第3号 令和元年度伊勢原市教育委員会表彰被表彰者の決定について

日程第6 議案第4号 令和元年度末校長及び教頭の退職に係る内申について

日程第7 議案第5号 令和2年度校長及び教頭の人事異動に係る内申について

その他

閉 会

「伊勢原市立子ども科学館条例施行規則の一部を改正する規則」の  
修正内容について

(修正前)

第7条

- (9) 教員に引率された学校教育法第81条に規定する市外の学校(高等学校を除く。)の特別支援学級に所属する児童又は生徒及びこれらの引率者が教育課程の目的で使用する場合 5割減額

(修正後)

第7条

- (9) 教員に引率された学校教育法第81条に規定する市外の学校(高等学校を除く。)の特別支援学級の児童又は生徒及びこれらの引率者が教育課程の目的で使用する場合 5割減額

伊勢原市立子ども科学館条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢原市立子ども科学館条例施行規則（平成元年伊勢原市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第7号を同項第12号とし、同項第6号中「第4号、第5号」を「第5号から第10号まで」に改め、同号を同項第11号とし、同項第5号を同項第6号とし、同号の次に次の4号を加える。

(7) 放課後児童支援員等に引率された児童福祉法第6条の3に規定する市内の放課後児童健全育成事業を利用する児童及びこれらの引率者が使用する場合  
5割減額

(8) 児童発達支援管理責任者等に引率された児童福祉法第6条の2の2に規定する放課後等デイサービスの児童及びこれらの引率者が使用する場合  
5割減額

(9) 教員に引率された学校教育法第81条に規定する市外の学校（高等学校を除く。）の特別支援学級の児童又は生徒及びこれらの引率者が教育課程の目的で使用する場合  
5割減額

(10) 教員に引率された学校教育法第1条に規定する市外の特別支援学校（高等部を除く。）の児童又は生徒及びこれらの引率者が使用する場合  
5割減額

第7条第1項第4号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 保育士等に引率された就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成30年法律第66号）第2条に規定する市内の幼保連携型認定こども園の幼児及びこれらの引率者が教育及び保育課程の目的で使用する場合  
全額

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

伊勢原市立子ども科学館条例施行規則新旧対照表（1 / 2）

現 行	改 正 案
<p>第1条～第6条（略） （入館料等の減免）</p> <p>第7条 （1）～（3）（略）</p> <p>（4）心身障害児者（手帳所持者） 及びその介護者が使用する場 合 5割減額</p> <p>（5）市内の子ども会育成会が活 動の目的で使用する場 5 割減額</p>	<p>第1条～第6条（略） （入館料等の減免）</p> <p>第7条 （1）～（3）（略）</p> <p>（4）<u>保育士等に引率された就学 前の子どもに関する教育、保 育等の総合的な提供の推進に 関する法律（平成30年法律 第66号）第2条に規定する 市内の幼保連携型認定こども 園の幼児及びこれらの引率者 が教育及び保育課程の目的で 使用する場 全額</u></p> <p>（5）心身障害児者（手帳所持者） 及びその介護者が使用する場 合 5割減額</p> <p>（6）市内の子ども会育成会が活 動の目的で使用する場 5 割減額</p> <p>（7）<u>放課後児童支援員等に引率 された児童福祉法第6条の3 に規定する市内の放課後児童 健全育成事業を利用する児童 及びこれらの引率者が使用す る場 5割減額</u></p> <p>（8）<u>児童発達支援管理責任者等 に引率された児童福祉法第6 条の2の2に規定する放課後 等デイサービスの児童及びこ れらの引率者が使用する場 5 割減額</u></p> <p>（9）<u>教員に引率された学校教育 法第81条に規定する市外の 学校（高等学校を除く。）の 特別支援学級の児童又は生徒 及びこれらの引率者が教育課 程の目的で使用する場 5</u></p>

伊勢原市立子ども科学館条例施行規則新旧対照表（2 / 2）

現 行	改 正 案
<p>(6) 30人以上の団体（第4号、第5号を除く。）が使用する場合 2割減額</p> <p>(7) その他教育委員会（以下「委員会」という。）が特に必要と認める場合 委員会が定める額</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第8条～第14条 （略）</p> <p>第1号様式～第4号様式 （略）</p>	<p>割減額</p> <p>(10) 教員に引率された学校教育法第1条に規定する市外の特別支援学校（高等部を除く。）の児童又は生徒及びこれらの引率者が使用する場合 5割減額</p> <p>(11) 30人以上の団体（第5号から第10号までを除く。）が使用する場合 2割減額</p> <p>(12) その他教育委員会（以下「委員会」という。）が特に必要と認める場合 委員会が定める額</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第8条～第14条 （略）</p> <p>第1号様式～第4号様式 （略）</p>

伊勢原市教育委員会関係職員の種類及び職の設置に関する規則の一部  
を改正する規則について

伊勢原市教育委員会関係職員の種類及び職の設置に関する規則の一部を改正する規則について、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和53年伊勢原市教育委員会規則第9号）第2条第1項第2号の規定により提案する。

令和2年1月28日提出

伊勢原市教育委員会  
教育長 鍛代 英雄

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が平成29年5月17日に公布され、その改正規定が令和2年4月1日から施行されることに伴い、伊勢原市教育委員会関係職員の種類及び職の設置に関する規則について所要の改正を行う必要が生じたため。

伊勢原市教育委員会関係職員の種類及び職の設置に関する規則  
の一部を改正する規則

伊勢原市教育委員会関係職員の種類及び職の設置に関する規則（平成8年伊勢原市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「第22条第5項」を「第22条の3第4項」に改め、同条第3項中「1日につき7時間45分を超えない勤務時間をもって日々雇用される職員及び常勤職員の1週間当たりの勤務時間の4分の3を超えない勤務時間をもって雇用される職員」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

伊勢原市教育委員会関係職員の種類及び職の設置に関する規則新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(臨時又は非常勤の職員の種類)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の「臨時的任用職員」とは、次に掲げる職員をいう。</p> <p>(1) 地方公務員法第22条第5項の規定により任用される職員</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 第1項の「非常勤職員」とは、<u>1日につき7時間45分を超えない勤務時間をもって日々雇用される職員及び常勤職員の1週間当たりの勤務時間の4分の3を超えない勤務時間をもって雇用される職員</u>をいう。</p> <p>第6条・第7条 (略)</p>	<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(臨時又は非常勤の職員の種類)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の「臨時的任用職員」とは、次に掲げる職員をいう。</p> <p>(1) 地方公務員法第22条の3第<u>4項</u>の規定により任用される職員</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 第1項の「非常勤職員」とは、<u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員</u>をいう。</p> <p>第6条・第7条 (略)</p>



令和2年度伊勢原市立小学校及び中学校で使用する体育（実技）の  
教材の承認について

伊勢原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和53年伊勢原市教育委員会規則第10号）第10条に基づく、令和2年度伊勢原市立小学校及び中学校において使用する体育（実技）の教材の承認について、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和53年伊勢原市教育委員会規則第9号）第2条第1項第10号の規定により提案する。

令和2年1月28日提出

伊勢原市教育委員会  
教育長 鍛代 英雄

提案理由

令和2年度伊勢原市立小学校及び中学校において使用する体育（実技）の教材について承認する必要があるため。

## 令和2年度伊勢原市立小学校及び中学校で使用する体育（実技）の教材について

	教材名	発行所
小学校	新版 体育の学習	株式会社 光文書院
中学校	中学体育実技	株式会社 学研教育みらい